

美郷町 子育てファミリー支援事業

第3子以降のお子様が生まれた世帯に 子育てサービス事業の利用費用の一部を助成！

◆対象者

平成30年4月2日以降に第3子以降のお子様生まれ、その子を含む3人以上のお子様を養育している世帯（※美郷町に住民登録をされている方）

◆助成金額

一世帯：上限 **15,000円**（4月から翌年3月末までの1年間）

◆対象事業

次の事業を利用（購入）する費用のうち、就学前のお子様に係る費用

一時預かり事業	保護者が疾病等で一時的に保育できない場合に、お子様をこども園でお預かりします。
予防接種及び 知育玩具購入等	季節性インフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチン等の予防接種。 絵本の購入や子育てタクシーの利用など、子育ての助けとなるもの。

◆申請から助成金受領までの流れ

1. 対象者は、子育てファミリー支援事業助成対象認定申請書（様式第1号）を提出します。
※対象となるお子様とご家族の状況等を確認します。（添付書類：戸籍謄本、住民票謄本等）
 2. 対象決定となった場合は、子育てファミリー支援事業助成対象認定通知書（様式第2号）で通知します。
 3. 対象決定後に、対象事業の利用（購入）を開始してください。
 4. 対象事業利用（購入）後に、子育てファミリー支援事業助成金交付請求書（様式第4号）を提出します。
※利用内容（日付け・金額等）がわかる領収書等（原本）、印鑑、助成金の振込先となる口座番号がわかるもの（通帳）をお持ちになり、美郷町教育委員会で申請してください。
- ◎本町では実施していない ◇子育て短期支援事業、◇病児保育事業、◇ファミリー・サポート・センター事業
についても対象となる場合がありますのでご相談ください。なお、他の補助金等を受けている場合は利用できませんのでご注意ください。

お問い合わせは、美郷町教育委員会 教育総務課 幼児総務班 0187-84-4914 まで